

平成18年田村市議会12月定例会会議録

(第4号)

○会 議 月 日 平成18年12月12日(火曜日)

○出 席 議 員 (26名)

議 長 宗 像 公 一

1 番	樽 井 義 忠 議 員	2 番	大 和 田 博 議 員
3 番	菊 地 武 司 議 員	4 番	遠 藤 正 徳 議 員
5 番	橋 本 賢 議 員	6 番	先 崎 温 容 議 員
7 番	菅 野 善 一 議 員	8 番	白 石 治 平 議 員
9 番	吉 田 豊 議 員	10 番	長 谷 川 元 行 議 員
11 番	半 谷 理 孝 議 員	12 番	柳 沼 博 議 員
13 番	橋 本 紀 一 議 員	14 番	石 井 市 郎 議 員
15 番	佐 久 間 金 洋 議 員	16 番	猪 瀬 明 議 員
17 番	松 本 熊 吉 議 員	18 番	橋 本 文 雄 議 員
19 番	村 越 崇 行 議 員	20 番	佐 藤 忠 議 員
21 番	箭 内 仁 一 議 員	22 番	秋 元 正 登 議 員
23 番	安 藤 嘉 一 議 員	24 番	石 井 忠 治 議 員
25 番	本 田 仁 一 議 員		

○欠 席 議 員 (な し)

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	富 塚 宥 暲	助 役	鹿 俣 潔
収 入 役	村 上 正 夫	総 務 部 長	相 良 昭 一
企 画 調 整 部 長	郡 司 健 一	生 活 福 祉 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	秋 元 正 信
産 業 建 設 部 長	塚 原 正	滝 根 行 政 局 長	青 木 邦 友
大 越 行 政 局 長	吉 田 良 一	都 路 行 政 局 長	新 田 正

常葉行政局長	白石 幸男	総務部参事 兼総務課長	佐藤 健吉
総務部財政課長	助川 弘道	企画調整部 参事兼観光交流課長	白土 哲二
生活福祉部 参事兼保健課長	加藤 与市	産業建設部 参事兼産業課長	坂本 謹威知
出納室長	佐藤 長	教育委員会 委員長	渡辺 徹
教育委員会 教育長	白岩 正信	教育委員会 教育次長	宗像 泰司
教育委員会 参事兼生涯学習課長	堀越 則夫	選挙管理委員会 事務局長	佐藤 健吉
代表監査委員	武田 義夫	監査委員事務局長	渡辺 新一
農業委員会事務局長 兼総務課長	根本 徳位	水道事業所長	助川 俊光

○事務局出席職員職氏名

事務局長	白石 喜一	総務課長	渡辺 新一
主任主査	斎藤 忠一	主事	渡辺 誠

○議 事 日 程

- 日程第 1
- 議案第 1 1 7 号 田村市行政手続条例の一部を改正する条例について
 - 議案第 1 1 8 号 田村市工場立地促進条例の一部を改正する条例について
 - 議案第 1 1 9 号 田村市総合計画の基本構想について
 - 議案第 1 2 1 号 福島県後期高齢者医療広域連合の設置について
 - 議案第 1 2 2 号 分収造林契約の変更について
 - 議案第 1 2 3 号 郡山地方広域消防組合規約の変更について
 - 議案第 1 2 4 号 平成 1 8 年度田村市一般会計補正予算（第 5 号）について
 - 議案第 1 2 5 号 平成 1 8 年度田村市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
 - 議案第 1 2 6 号 平成 1 8 年度田村市老人保健特別会計補正予算（第 2

号) について

議案第 1 2 7 号 平成 1 8 年度田村市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について

議案第 1 2 8 号 平成 1 8 年度田村市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 4 号) について

議案第 1 2 9 号 平成 1 8 年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算 (第 4 号) について

議案第 1 3 0 号 平成 1 8 年度田村市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) について

議案第 1 3 1 号 平成 1 8 年度田村市診療所事業特別会計補正予算 (第 3 号) について

議案第 1 3 2 号 平成 1 8 年度田村市水道事業会計補正予算 (第 3 号) について

日程第 2 議案第 1 2 0 号 指定金融機関の指定について

日程第 3 議案の常任委員会付託

日程第 4 陳情の常任委員会付託

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議長 (宗像公一) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は 26 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付した議事日程 (第 4 号) のとおりであります。

なお、生涯学習課長堀越則夫君は出席ができません。

船引行政局長佐藤輝男君は、本日、所用により欠席となりますので報告いたします。

日程第 1 議案第 1 1 7 号から議案第 1 1 9 号並びに議案第 1 2 1 号から議案第 1 3 2 号まで

○議長（宗像公一） 日程第1、議案第117号 田村市行政手続条例の一部を改正する条例についてから議案第119号 総合計画の基本構想についてまで、並びに議案第121号 福島県後期高齢者医療広域連合の設置についてから議案第132号 平成18年度田村市水道事業会計補正予算(第3号)についてまでの15議案を議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。

通告の順序により、2番大和田 博君の発言を許します。大和田 博君。

(2番 大和田 博議員 登壇)

○2番（大和田 博） 通告により質疑を行います。

2項目めを先にさせていただきます。国保特別会計、57ページ、9款諸支出金2目還付金一般被保険者保険税還付金の今回の補正予算の分に関しての内容について御説明をいただきます。

○議長（宗像公一） 当局の答弁を求めます。秋元生活福祉部長。

○生活福祉部長(秋元正信) 2番大和田 博議員の、議案第125号 平成18年度国民健康保険特別会計補正予算(第3号)予算についての御質疑にお答えいたします。

予算の説明書57ページをお開きいただきたいと思います。第9款諸支出金第1項償還金及び還付加算金2目還付金、説明欄中、一般被保険者保険税還付金の内容について申し上げます。一般被保険者保険税還付金につきましては、国民健康保険加入の被保険者であった方が社会保険等に過年度、平成17年度以前ということがございますが、それまで遡及して加入となる資格異動届が提出されますと、社会保険等の保険料と国民健康保険税と二重に納めた期間が発生することから、平成17年度以前に納入になった国民健康保険税については、財務処理上、過年度支出として第23節償還金利子及び割引料から還付するものであります。また、今回の補正は前年度の実績に基づき当初予算で321万円を計上いたしておりましたが、保険証の更新が合併により前年度はありませんでしたが本年度9月末に行った結果、前年度以前に遡及する資格異動届が当初見込みより多く発生したことから184万円を補正しようとするものであります。

○議長（宗像公一） 大和田 博君。

○2番（大和田 博） 国保から社保への異動ということで非正規雇用者から正規雇用者への経済動向の中で異動があったというように認識できるものであります。これで国保特別会計の件についての質疑を終わります。

○議長（宗像公一） 国保特別会計についての質疑を終結いたします。

わかりにくくて申しわけありませんでしたが、議案第120号につきましては後ほどやらせていただきます。

これにて2番大和田 博君の質疑を終結いたします。

次に、24番石井忠治君の発言を許します。

(24番 石井忠治議員 登壇)

○24番(石井忠治) ただいま議長のお許しを得ましたので、さきに通告しておりました質疑3件についてお尋ねをいたします。

まず、議案第124号 一般会計補正予算説明書、歳入の部になりますが15ページ、寄附金についてお尋ねをいたします。本定例会開会冒頭で市長の方からお話がありました教育寄附金30万円、これについては船引の大久保氏からの寄附というふうに説明をいただきました。寄附については当然、使用を指定する指定寄附金というふうに私はとらえております。この30万円について教育費に充当すべき寄附金ではありますが、当然のことながら特定財源としての位置づけがなされるかと考えております。いかんせん、この予算書を見るに、この30万円の寄附金をどの支出項目に充当するか、それが明白になっておりません。寄附者の趣旨、思惑等々あると思いますが、当然、予算というのは歳入があつて歳出があるわけでございますので、その辺の寄附者の意思を含めて今補正予算には歳出として計上されておらないようですがこの使用についてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長(宗像公一) 当局の答弁を求めます。相良総務部長。

○総務部長(相良昭一) 24番石井忠治議員の議案第124号、予算の説明書の15ページになりますが、平成18年度田村市一般会計補正予算(第5号)のうち、歳入、第17款寄附金第1項寄附金5目教育費寄附金の使途目的についての御質疑にお答えをいたします。教育費寄附金30万円につきましては、去る11月22日に田村市船引町の大久保幸子様から、長年、学校歯科医として学校保健に尽くされた功績が認められまして文部科学大臣表彰を受けられましたことを契機に教育振興に役立ててほしいとの意思のもとに御寄附をいただいたものであります。時期的に補正予算編成作業を終了し、予算書印刷の段階となっておりますが、尊い善意をできるだけ早く予算に反映すべきとの考えから歳入予算を計上いたしました。しかしながら、歳出予算につきましては、田村市の教育振興に役立ててほしいという寄附者の意思を最大限に生かすべく検討の時間的余裕がありませんでしたので、今後、教育委員会と十分協議をいたしまして次期の補正予算に計上いたしてまいります。

○議長(宗像公一) 石井忠治君。

○24番(石井忠治) 日程的なこともあり、さらには本人の目的等々を参酌するに時間的余裕がなかったというお話でございました。本人の厚い思いもございましょうから、先ほどお話がありましたように、田村市の教育振興に効率的運用を図るべく御検討をいただきたいと思えます。

次に入りますが、歳出でございます。23ページ、民生費になります。5目憩いの家運営費でございます。その中に今回の補正で787万8,000円ほどの歳出補正が上がっております。その財源といたしましては、針湯荘の使用料756万円が計上されておりますが、使用料を見ますと、使用料が756万円に対して歳出の補正が787万8,000円ということでこの財源の内訳を見ますと歳入と歳出の財源の充当の適応性が見られないというふうに考えました。これについて御説明をいただきます。

関連いたしますので続けて26ページになります。2目塵芥処理費でございます。このたび、田村広域行政組合の負担金塵芥処理分として4,735万7,000円ほどの減額補正になっております。この減額補正、金額的にもかなり巨額になっておりますが、このマイナス減額要因の内容について御説明をいただきます。

○議長(宗像公一) 当局の答弁を求めます。秋元生活福祉部長。

○生活福祉部長(秋元正信) 平成18年度一般会計補正予算の予算説明書22ページ、歳出の3款民生費第1項社会福祉費第5目憩いの家運営費説明欄中、憩いの家運営費針湯荘の需用費787万8,000円の増額要因及び使用料補正額と財源充当内訳の整合性についての御質疑にお答えいたします。需用費の増額要因につきましては、お風呂用の燃料費が当初予算では1リットル当たり65円で計上いたしておりましたが、原油価格の高騰により9月には87円となり、今後も価格の安定が見込めないことから303万5,000円の増、光熱水費につきましては100万円、賄い材料費につきましては魚、肉等の仕入れ値の上昇と食堂売り上げの増に伴い159万7,000円をそれぞれ増額、売店仕入れ費については売店の売り上げ増に伴い193万2,000円が主なものであります。また、使用料補正額と財源充当内訳の整合性であります。平成18年度の日帰り及び入浴の利用者が約7万3,600名と平成17年度の実績に対しまして約1,300人の増が見込まれておりますが、田村市内の老人の方には日帰りが17年度は300円でしたが本年度から240円、入浴が250円から100円というような使用料を減額しておりますことからそれらに係る利用者増により当初予算計上見込みから使用料で321万5,000円の減額となりますが、売店、食堂の売り上げ見込み482万6,000円の増から差額161万1,000円を歳入に計上したものであります。財源充当につきましては、当初予算で

施設使用料全部を憩いの家運営費に財源充当しておりましたが、その後の補正で事業費が減額となりましたので事業費を超える使用料を職員費に充当がえしたものであります。今回事業の追加がありましたので再び職員費から594万9,000円を憩いの家運営費に組み替え、歳入の使用料補正額161万1,000円を合わせて756万円を充当し、不足する38万8,000円を一般財源から充当したものであります。

続きまして、平成18年度一般会計補正予算の予算説明書の26ページをお開きいただきたいと思っております。歳出の第4款衛生費第2項清掃費第2目塵芥処理費説明欄中、田村広域行政組合負担金(塵芥処理分)でございます。4,735万7,000円減額の要因についての御質疑にお答えいたします。田村広域行政組合の塵芥処理分の会計予算につきましては、一般会計、田村東部環境センター特別会計及び田村西部環境センター特別会計の3会計にて行われております。今回の補正は、平成18年度当初予算推計時に計算された概算による負担金額を計上しておりましたが、田村広域行政組合一般会計分の常葉町に建設中の最終処分場建設工事費の確定による差額2,357万4,000円と、田村東部環境センター特別会計分の焼却灰の含水率の低減のための設備工事費が計上されておりましたが、含水率低減工事に見直しの必要性が生じたことから次年度以降に行うこととしたための工事費2,325万9,000円、またその他の事業費の精査に伴う費用52万4,000円の合計でございます4,735万7,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

○議長（宗像公一） 石井忠治君。

○24番(石井忠治) ただいま説明をいただきました。事、合併による成果というふうに評価をいただくかと思いますが、針湯荘の利用者の増については大変好ましいことだとは考えております。その利用者の増加に伴う需用費等の増加については私も十分承知はしております。今の話を聞きますと、市民の利用者がふえている反面、利用料の割引も実施しているということで利用料で補てんできない分を一部一般財源を投入していますというような話でございますが、これは市民の理解を十分得るんじゃないかというふうに考えておりますので、さらなる老人福祉施設の利活用の啓蒙を含めた行政運営に期待をいたします。

衛生費については了解を得ましたので、以上で私の質問を終わります。

○議長（宗像公一） これにて24番石井忠治君の質疑を終結します。

日程第2 議案第120号 指定金融機関の指定について

○議長（宗像公一） 日程第2、議案第120号 指定金融機関の指定についてを議題といたし

ます。

地方自治法第117条の規定により、6番先崎温容君、17番松本熊吉君の退場を求めます。

(6番 先崎温容議員 除斥)

(17番 松本熊吉議員 除斥)

○議長（宗像公一） 議案に対する質疑を行います。2番大和田 博君の発言を許します。
大和田 博君。

(2番 大和田 博議員 登壇)

○2番（大和田 博） それでは、議案第120号 指定金融機関の指定についてを通告により
質疑いたします。

市長提案理由の中での説明でJAたむらを今回指定金融機関ということで総合的見地により指定を決定したという御説明をいただきました。総合的見地の具体的な内容をお示し
いただければと思います。

○議長（宗像公一） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 2番大和田 博議員の議案第120号 指定金融機関の指定についての御
質疑にお答えいたします。指定金融機関の選定につきましては、田村市内に本店、支店を
有する金融機関であります東邦銀行、たむら農業協同組合、大東銀行、福島銀行、郡山信
用金庫、福島県商工信用組合を対象に収納代理金融機関指定に係る制限、各行政局への集
金取扱の可否、自己資本比率、将来、本庁舎を建設した際の本庁舎内への支店等の設置希
望などの項目からなる指定金融機関選定に関する調査書の回答と市役所への職員の派遣費、
公金振込手数料等の料金見積書の提出を求めたところであります。その後、指定辞退のあ
りました大東銀行、福島銀行を除いた東邦銀行、たむら農業協同組合、郡山信用金庫、福
島県商工信用組合の4金融機関について電算システム構築の実現性を初め、共通して県内
の指定の状況、事務処理体制、日時の業務の処理手順などについてのヒアリング調査を行
ってまいりました。その結果、郡山信用金庫につきましては、膨大な出納業務に対応がで
きないとのことから辞退の申し出がありました。残りの3金融機関の中でたむら農業協同
組合につきましては、出納業務に係る電算システムの運用についても他の金融機関と遜色
がなく、経営状態の目安となる自己資本比率が一番高いことや、各行政局管内に各支店が
配置されており集金、輸送の安全性も高く、定時以外の公金預かりについても各支店での
対応が可能と考えられること、また職員派遣費、公金振込手数料等にもほとんど差異がな
いこと、さらには本庁舎建設時に出張所設置の検討が提案されており、これが実現すれば

住民の利便性がさらに向上するなどの優位性を評価し、総合的見地から田村市指定金融機関にたむら農業協同組合を指定しようとするものであります。

○議長（宗像公一） 大和田 博君。

○2番（大和田 博） ただいまの説明で理解をしました。今後ともJAたむらさんにおかれましては、田村市の発展とJAたむらそのものの研鑽をお願いいたしまして、質疑を閉じます。ありがとうございます。

○議長（宗像公一） これにて2番大和田 博君の質疑を終結します。

以上で通告による議案に対する質疑は終了いたしました。

先崎温容君、松本熊吉君の入場を許可します。

（6番 先崎温容議員 入場）

（17番 松本熊吉議員 入場）

日程3 議案の常任委員会付託

○議長（宗像公一） 日程第3、議案の常任委員会付託を行います。

議案第117号 田村市行政手続条例の一部を改正する条例についてから、議案第132号 平成18年度田村市水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの16議案を、お手元に配付いたしております議案等付託表によりそれぞれの常任委員会に付託いたします。

日程第4 陳情の常任委員会付託

○議長（宗像公一） 日程第4、陳情の常任委員会付託を行います。

議長において受理した陳情はお手元に配付しております陳情文書表のとおりであります。陳情文書表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

○議長（宗像公一） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会といたします。

どうも御苦勞さまでございました。

午前10時26分 散会

